

# 気候変動に関する開示の未来



ティボー・クリソン (Thibaud Clisson)  
サステナビリティ・センター  
シニア ESG アナリスト

**「企業に対して、気候変動に関連するリスクの報告が義務化されるのは時間の問題です。企業は先を見越して、今からそれをプロセス化するべきです」 ティボー・クリソン**

金融セクターが気候変動へ適切に対応するためには、ポートフォリオや特定セクター及び個別企業にもたらす気候変動リスクに関する適切な情報が必要となります。しかしながら、現在そういった情報は簡単に入手できません。仮に情報があっても、簡単に比較できるフォーマットになっていません。

企業の多くが任意に対応しているケースもあれば、規制に沿って行っているケースもあります。気候変動に対応する情報開示の現状はどのようになっているのでしょうか、そして今後どのように展開していくのでしょうか。

## 現在の開示状況を確認

気候変動に関するリスクを報告する企業数が増えていることは、好ましい点です。

CDP (旧 Carbon Disclosure Project) のデータによれば、2020 年にはグローバルの時価総額の 50% を占める 9,500 社が気候関連財務開示タスクフォース (TCFD: Taskforce on Climate-related Financial Disclosure) の推奨に準拠した非営利のフレームワークを通じて気候関連情報を開示しています。この数値は 2019 年比で 14% 増加しており、パリ協定が調印された 2015 年と比べると 70% の増加となります。



**BNP PARIBAS**  
**ASSET MANAGEMENT**

The sustainable  
investor for a  
changing world

## 気候関連の開示で推奨される主要要素



### Governance（ガバナンス）

気候変動に関連したリスクと機会に関する組織のガバナンス体制

### Strategy（戦略）

組織におけるビジネス、戦略及び財務計画に対する気候変動に関連したリスクと機会の現実的および潜在的インパクト

### Risk management（リスク管理）

組織として気候変動に関連したリスクを特定、評価および管理する手段として採用するプロセス

### Metrics and targets（手法と目標）

適切な気候変動に関連したリスクと機会を評価および管理する手法と目標

出所：TCFD

同時に、最新のTCFDの現状報告によれば、2019年と比較して、2020年にTCFDが提言する任意の開示フレームワークを支持している企業が85%以上増加し、1,500社に達したことが分かりました。

トレンドとして良好な動きを示しているものの、TCFDは現在の開示レベルは様々なセクターにおいて十分ではないと指摘しています。SSRN（旧社会科学硏究ネットワーク）の調査によると、匿名ではありますが4つの企業データベースから提供された排出量データは精度が低く、実際に報告されたものと整合性がなく、将来の排出予測も正確ではないとされています。

言い換えれば、排出量データを使用する際には、その正確性と出所を確認する必要があります。つまり、データは企業自身が発表したもので、監査済みの排出量レポートであるのが望ましいということです。

これにより1つの論点が導かれます。投資家が企業の脱炭素の進捗を問う際には、直接企業に対して排出量および気候関連リスクを分析し、報告するよう働きかけることが重要です。

### 開示作業とその見返り

CDPの調査（2021年1月12日付ブルームバーグ記事）によれば、投資家は企業の開示において重要な役割を担っており、投資家から開示要求を受けた企業は、気候関連の開示を行う可能性が2倍超に高まるということです。

気候変動関連の開示によって、パリ協定の目標達成を損なうような排出の多い産業への投資を思いとどまらせるという検証結果も増えてきています。例えば、フランス銀行（Banque de France）の調査によると、気候関連の開示が義務化されたことで、フランスの投資家は化石燃料企業への投資を 40%減らしたことが分かりました。

さらに、開示は財務諸表とより緊密に結びついています。CDP は有効な気候関連の開示と企業業績の相関関係に焦点をあてています。同機関の調査によれば、CDP の開示フレームワークにおいて高スコアとなった企業は、過去 7 年間に於いて参考指数に対して年率で平均 5.3%も高いパフォーマンスとなっています。

## 迫りくる報告の義務化

気候変動に関する情報開示はまだ任意となっていますが、最終的には開示しないという選択肢はなくなるでしょう。

英国の金融行為規制機構（FCA）は、全ての資産運用会社や年金基金等に対して、TCFD に準じた気候変動リスクの報告義務化の計画を進めている。英国の主要上場企業は、2022 年春までには投資家への TCFD 準拠の開示報告が義務付けられることとなります。2025 年までにはこれらのルールが幅広く義務化されるため、英国の大手企業も同様の開示を余儀なくされることとなります。

スイスのサステナブルファイナンス法制においても、TCFD に準拠した開示を義務化させる方向です。バイデン政権下の米国においては、米証券取引委員会（SEC）が近い将来、現行の任意の開示ルールに代わって気候変動リスクの開示義務化とガイダンスを構築するでしょう。

欧州においては、欧州連合（EU）のサステナブルファイナンス開示規則（SFDR）が 2022 年に気候変動と環境目標に対して主な悪影響を考慮したより具体的な報告書のプロセスを構築しており、さらに先行した動きを見せています。

## グローバルな基準の不足

気候変動に関する開示の議論で定期的に課題となるのは、グローバルな基準が不足しているということです。こうした基準の不足により、企業の進捗や責任の履行が困難なものとなります。

こうした課題に対処するためと思われますが、金融安定理事会（FSB）は金融システムへの気候変動リスクに対処する協調的なアプローチを計画中であるとの声明を発表しました。TCFD に準拠しグローバルで足並みのそろった開示がどのようにできるか、G20 加盟国にも報告することも盛り込まれています。

専門家や企業は、気候変動リスクの報告を標準化させるためのツールとして、TCFD のフレームワークを活用するように議論してきました。

炭素排出に関する報告はその一つです。これに加えて、企業の排出削減に関する努力自体も改善する必要があります。6,000 社のデータを用いた調査で示されたように、炭素排出ネットゼロの誓約が多く出てきているにもかかわらず、排出削減計画は現在、世界の気温が 4°C 上昇するのと一致したものとなっています（2020 年 11 月 8 日付フィナンシャル・タイムズ）。これは、2°C 以内の上昇にとどめるパリ協定の目標をはるかに上回っています。

開示に関して言えば、全ての企業が排出量や気候関連リスクについて、測定かつ報告を行う確実なフレームワークの採用を検討すべきです。これは、企業が効果的に計画を立て、規制に先んじて対応することに役立つだけではありません。より幅広い金融システムが気候変動に効果的に対応することも可能にするものとなるでしょう。

当レポートは、BNP パリバ・アセットマネジメントの公式ブログ「INVESTORS' corner」に掲載された 2021 年 6 月 10 日付コラム“ What is the future for climate disclosure?” を和訳したものです。

## ご留意事項

- 本資料は BNP Paribas Asset Management France が作成した情報提供用資料を、BNP パリバ・アセットマネジメント株式会社が翻訳したもので、特定の金融商品の取得勧誘を目的としたものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- BNP パリバ・アセットマネジメント株式会社は、翻訳には正確性を期していますが、必ずしもその完全性を担保するものではありません。万一、原文と和訳との間に齟齬がある場合には、英語の原文が優先することをご了承下さい。
- 本資料における統計等は、信頼できると思われる外部情報等に基づいて作成しておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。
- 本資料中の情報は作成時点のものであり、予告なく変更する場合があります。
- 本資料中の過去の実績に関する数値、図表、見解や予測などを含むいかなる内容も将来の運用成績を示唆または保証するものではありません。
- 本資料で使用している商標等に係る著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、当該商標等の権利者に帰属します。
- BNP パリバ・アセットマネジメント株式会社は、記載された情報の正確性及び完全性について、明示的であるか黙示的であるかを問わず、なんらの表明又は保証を行うものではなく、また、一切の責任を負いません。なお、事前の承諾なく掲載した見解、予想、資料等を複製、転用等することはお断りいたします。

BNP パリバ・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者: 関東財務局長（金商）第 378 号

加入協会: 一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会